

〔事案 25-98〕 契約無効確認請求

・平成 26 年 3 月 15 日 和解成立

＜事案の概要＞

配偶者が無断で契約したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

以下の理由から、契約を無効として、既払保険料と満期時受取額の差額を支払ってほしい。

- (1) 平成 10 年 6 月に契約した本立契約（娘を被保険者とする生存給付金付定期保険）は、契約者である自分が知らないうちに配偶者が契約したものである。
- (2) 配偶者は、募集人より、本契約は元本保証（満期時受取額が払込保険料累計額を下回ることとはない）商品であるとの説明を受けており、本契約が元本保証の商品であると誤認していた。

＜保険会社の主張＞

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の申込手続について申立人が知らなかったとしても、その後、契約は長期にわたって継続しており、申立人は本契約の存在を知り得ていたものであり、また、長期にわたり保険料を支払っているので、契約を追認したものと評価できる。
- (2) 契約申込書の筆跡が申立人のものでないとしても、申込手続の一切について申立人がまったく関与せず、不知であったとする事情は明らかではなく、手続きの代理代行を容認していた可能性も否定できず、その場合は無権代理とは認められない。
- (3) 設計書等の諸資料や保険証券の記載等から、本契約が「元本保証」であると誤解する余地は乏しく、仮に「元本保証」されると誤解していたとすれば、その誤解には重大な過失がある。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人夫婦の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、民法 113 条 1 項にもとづく無権代理、民法 95 条にもとづく錯誤による無効を求めるものと判断する。

2. 申立人の主張について

(1) 無権代理の主張

以下の理由により、無権代理の主張は認められない。

- ① 申立人が配偶者に契約締結の代理権を授与していたと認められる証拠は見当たらず、また、申込みを了解した・包括的な同意を与えていた事情も認められないので、本契約の申込みは、配偶者の無権代理であったと判断できる。
- ② しかしながら、配偶者は、保険料払込経路を申立人勤務先の団体扱いとしたため、保険に加入したことを申立人に伝えており、申立人も報告があったことを認めている。よっ

て、申立人は、契約内容は把握していなかったものの、配偶者による契約申込を追認したものと判断できるので、無権代理の主張は認められない。

(2) 錯誤無効の主張

以下の理由により、錯誤無効の主張は認められない。

- ①配偶者の供述内容からすると、募集人が誤説明をした可能性がないわけではない。しかし、本契約が、満期時に受け取ることができる金額は確定しておらず元本保証のない商品であることは、設計書より明らかなので、それに明確に反するような説明を募集人が口頭で行うとは考えにくく、募集人が、誤説明をしたとは認められない。
- ②また、配偶者は「元本割れしないのだったら入ります」と募集人に伝えたと述べているが、契約申込者が契約内容について明らかに異なる認識を示しているのに、何の対応もなく契約が締結されたのか疑問もある。よって、配偶者が上記の動機を表示したとは認められず、錯誤無効の主張は認められない。

3. 和解について

当審査会の判断は以上のとおりであるが、以下の事情を考慮すると、本件は和解により解決を図るのが相当である。

- (1) 本件では、申立人の追認があったとはいえ、無権代理による事案であり、募集方法として不適切であったと考える。
- (2) 募集人が誤説明をしたか否かの争点について、募集人の事情聴取ができず、保険会社は積極的な反論ができず、また、誤説明があった可能性も否定できない。
- (3) 被保険者（申立人の娘）の同意について、法定代理人の同意および追認があったとはいえ、適切に行われたかについて疑問が残る。